

「矢掛町移住定住お試し住宅」使用上の注意事項

1. 矢掛町職員（以下、「町職員」という。）から「矢掛町移住定住お試し住宅」（以下、「住宅」という。）の鍵を受け取った段階において住宅の使用を開始するものとします。なお、使用に当たり住宅の使用許可を受けた申請者（以下、「使用者」という。）は、次のことを遵守してください。
 - (1) 外出時や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理し、住宅の鍵を紛失等したときは、速やか報告してください。
 - (2) 住宅、設備、備え付けの備品等を適切に取り扱い、特に火災防止及び盗難の予防等に努めてください。また、入居時等説明事項や施設内の掲示案内等の遵守にご協力をお願いします。
 - (3) 住宅の使用途中に出たごみは、持ち帰る等使用者で適切に処理してください。
 - (4) 使用期間が満了する際は、町職員が使用状況を確認します。その際、住宅の鍵を当該職員に返却してください。
2. 使用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
 - (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (3) 就業すること。
 - (4) 興行を行うこと。
 - (5) 犬（盲導犬を除く。）、猫その他猛獣、毒蛇等の動物を飼育すること。
 - (6) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (7) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
 - (8) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
 - (9) 鉄砲、刀剣類又は爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (10) 住宅内の設備、備え付けの備品（消耗品を含む）等の住宅外への持ち出しを行うこと。
 - (11) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
 - (12) その他住宅の使用にふさわしくない行為を行うこと。

使用者が上記1及び2に違反する行為をしたと認めたときは、使用許可を取り消します。

（その他留意事項）

- 住宅の使用料について、納付された後の返還等はありません。
- 通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、原状回復していただく場合があります。
- 使用者は、原状回復の内容及び方法について、町職員の指示に従っていただきます。
- 原状回復に際しては、使用者の負担を求める場合があります。この場合において、使用者は何ら異議を申し立てることはできません。
- 住宅の防火、火災の延長、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾がなくても町職員が住宅内に立ち入ることができるものとします。使用者は、正当な理由がある場合を除き、町職員の立入りを拒否することはできません。
- 住宅の管理上必要があるときは、使用許可の取り消しを行う場合があります。
- 使用者は、故意又は過失により住宅、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、ただちに町職員に報告し、その損害を賠償しなければなりません。
- 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅及び住宅周辺で発生した事故に対して、矢掛町は、その賠償の責めを負いません。